

## 【現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱い】

大洲市は、以下のとおり現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いを定めるものとする。

### 1 現場代理人の常駐緩和

#### 【要件】

大洲市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、以下の要件を全て満たす場合は他の工事の現場代理人との兼任を認めるものとする。

- ① 兼任する工事の請負金額が4,500万円（建築にあつては9,000万円）未満であること。ただし、変更契約により兼任工事のいずれかの請負金額が4,500万円（建築にあつては9,000万円）以上となった場合は、この要件での兼任は認めない。
- ② 兼任する工事が3件以内であること。ただし、大洲市発注以外の工事と兼任する場合は2件までとする。
- ③ 兼任する工事の現場間が最短で30分以内に移動できる距離にあるか、全ての現場が大洲土木事務所管内であること。
- ④ 発注者（監督員）と常に連絡が取れる体制を確保でき、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。
- ⑤ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼務不可となっていない工事であること。
- ⑥ ①に関わらず、主任技術者の専任に係る取扱いにより、兼任が認められた工事は2件まで兼任を認めるものとする。

#### 【手続き】

現場代理人を兼任する場合は、契約時に提出する「現場代理人及び主任（監理）技術者届」と同時に「現場代理人兼任届出書（別紙1）」を提出すること。ただし、大洲市発注以外の工事と兼任する場合は当該発注機関に事前承諾を得たうえで提出すること。

#### 【注意事項】

- ① 上記要件を満たしていても現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合があること。
- ② 兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と発注者が判断した場合は兼任の解除を命じる。この場合、受注者は常駐することができる別の現場代理人を速やかに配置すること。
- ③ 工期途中で現場代理人の兼任の内容に変更があつた場合又は新たに大洲市発注以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合は、同様の手続きを行うこと。

#### 【適用】

令和5年1月1日以降に公告等を行う工事に適用する。ただし、適用日より以前に契約を締結した工事と適用日以降に公告等を行った工事を兼任する場合も認めるものとする。

令和7年2月1日以降、要件①の請負金額について、現行の4,000万円（建築にあつては8,000万円）を4,500万円（建築にあつては9,000万円）に引き上げる。

## 2 主任技術者の専任に係る取扱い

### 【要件】

請負金額が4,500万円（建築にあつては9,000万円）以上の建設工事に配置される主任技術者の専任について、下記の要件を全て満たす場合は兼任を認めるものとする。

- ① 兼任する工事が大洲市内において施工される工事であること。
- ② 兼任する工事が2件以内で、工事現場相互の最も近い地点間の直線距離が10km以内の工事であること。
- ③ 兼任する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ④ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。

### 【手続き】

入札参加に際し、主任技術者の兼任配置を予定している場合は、事前に「主任技術者の兼任承認願（別紙2）」を提出し、兼任の承認を得ること。ただし、大洲市発注以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得たうえで提出すること。

落札後、主任技術者を兼任する場合には、「主任技術者兼任届出書（別紙3）」を提出すること。

### 【注意事項】

現場代理人の常駐緩和に準じる。

### 【適用】

現場代理人の常駐緩和に準じる。

## 現場代理人兼任届出書

大洲市長

様

請負者 住所

氏名

下記工事に係る現場代理人を兼任したいので届出いたします。

なお、工事の施工にあたり関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

現場代理人		連絡先	
現行工事	発注機関		監督員
	工事名		
	工事場所	大洲市	
	請負金額		
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	配置技術者		
兼任工事 1	発注機関		監督員
	工事名		
	工事場所		
	請負金額		
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	配置技術者		

## 主任技術者の兼任承認願

大洲市長 様

請負者 住所

氏名

下記の工事に配置している主任技術者について、兼任したいので承認願います。

## 1. 大洲市発注工事

担当課	
工事名	
工事場所	大洲市
主任技術者	
請負金額	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

## 2. 兼任予定工事

発注機関	
工事名	
工事場所	大洲市
現場の間隔	Km
予定価格	
開札日	
工期	契約締結日翌日 ~ 令和 年 月 日

注) 現場の間隔は、現場相互間の最も近い直線距離を記入すること。

3. 位置図  
別紙のとおり

主任技術者の兼任を承認する。

令和 年 月 日

主任技術者兼任届出書

大洲市長 様

請負者 住 所

氏 名

下記工事に係る主任技術者を兼任したいので届出いたします。

なお、工事の施工にあたり関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

主任技術者		連絡先	
現行工事	発注機関		監督員
	工 事 名		
	工事場所	大洲市	
	請負金額		
	工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
兼任工事 1	発注機関		監督員
	工 事 名		
	工事場所	大洲市	
	請負金額		
	工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

## 【 現場代理人の常駐緩和の考え方 】

### 1 兼任する工事が全て主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任しようとする工事が全て主任技術者の専任での配置を要しない工事（請負金額が 4,500 万円（建築にあっては 9,000 万円）未満）の場合は、以下の要件をすべて満たす場合に兼任を認める。ただし、変更契約により兼任工事のいずれかの請負金額が 4,500 万円（建築にあっては 9,000 万円）以上となった場合は、この要件での兼任は認めない。

なお、主任技術者の専任での配置を要しない工事間に限り、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認められる。ただし、その場合であっても、要件を超える条件での兼任は認められない。

- |   |
|---|
| ① 兼任する工事が 3 件以内であること。ただし、大洲市発注以外の工事と兼任する場合は 2 件までとする。                 |
| ② 兼任する工事の現場間が最短で 30 分以内に移動できる距離にあるか、全ての現場が大洲土木事務所管内であること。             |
| ③ 発注者（監督員）と常に連絡が取れる体制を確保でき、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。 |
| ④ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼務不可となっていない工事であること。                                |

### ※○兼任が認められる例

(ア) 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任

	請負代金額 3,000 万円の 工事 (A) (以下、同じ。)	請負代金額 2,000 万円の 工事 (B) (以下、同じ。)
主任技術者	X	
現場代理人		Y

(イ) 2 件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	A 工事	B 工事
主任技術者	X	
現場代理人	Y	

(ウ) 2 件の工事の主任技術者と、うち 1 件の工事の現場代理人を兼任

	A 工事	B 工事
主任技術者	X	
現場代理人		Y

(エ) 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

	A 工事	B 工事
主任技術者	X	Z
現場代理人	Y	X

(オ) 2 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任（全て大洲市の工事）

	A 工事	B 工事	請負代金額 2,500 万円の工事
主任技術者	X		Z
現場代理人	Y		X

※要件②について（詳細）

大洲土木事務所管内	C事務所管内	現場代理人 兼任の可否
		○
		○
		○
		✕
		○
		○
		※全て大洲市発注の工事の場合
		※全て大洲市発注の工事の場合

## 2 主任技術者の専任での配置を要する工事の場合

兼任しようとする1つ以上の工事の請負代金額が4,500万円（建築にあつては9,000万円）以上の場合、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる以下の要件を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができる。

ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできない。

- ① 兼任する工事が大洲市内において施工される工事であること。
- ② 兼任する工事が2件以内で、工事現場相互の最も近い地点間の直線距離が10km以内の工事であること。
- ③ 兼任する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ④ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。

### ※○ 兼任が認められる例

(ア) 2件の工事の現場代理人と、うち1件の工事の主任技術者を兼任

	請負代金額 3,000 万円の 工事 (A) (以下、同じ。)	請負代金額 5,000 万円の 工事 (C) (以下、同じ。)
主任技術者	X	
現場代理人		Y

(イ) 2件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	A工事	C工事
主任技術者		
現場代理人	X	

### ※× 兼任が認められない例

(ア) 2件の工事の主任技術者と、うち1件の工事の現場代理人を兼任

	A工事	C工事
主任技術者	X	
現場代理人		Y

(イ) 1件の工事の主任技術者と、別の1件の工事の現場代理人を兼任

	A工事	C工事
主任技術者	X	Z
現場代理人	Y	